

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災のすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、被災地の実情に十分配慮し、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加するなど柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。また、計画作成等申請手続きのより一層の簡素化、効率化を行い、被災自治体が提案した交付事業計画を早期に幅広く採択すること。さらに、被災規模が甚大な市町村について5年間となっている事業期間を延伸するなど、弾力的な制度運用を行うとともに、復旧・復興完了まで適切な財源を確実に確保すること。
- (2) 復興特区制度に基づく各種規制緩和・税制の特例等について、対象範囲や要件を被災地でもことさら「面的に著しい被害を受けた地域」等に限定することなく、弾力的・柔軟に運用すること。
- (3) 災害救助のために自衛隊が駐屯地とした公園等の原状復旧費用や、遺体捜索に伴う納骨堂の設置及び維持管理に係る費用について、災害救助費の対象として認めること。また、継続して実施する行方不明者の捜索等を配慮し、災害救助費の適用期間を延長すること。
- (4) 復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独事業分も含め的確に地方財政計画（東日本大震災分）に反映させ、必要な財源を確保すること。
- (5) 東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、都市自治体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (6) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (7) 東日本大震災に伴う上下水道事業・ガス事業の減収分に対して、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (8) 被災自治体において巨額の予算執行に取り組むための人的体制が確保できない状況や技術職が不足している現状に鑑み、全国規模での職員派遣が柔軟に行

える制度を構築すること。また、復興事業における民間事業者の積極的な活用を推進すること。

- (9) 東日本大震災の被災地において、今後、災害公営住宅の建設をはじめ大量の復旧・復興工事を円滑に進めるために、労務者や工事資材の不足に伴う工事価格の増嵩、契約締結後の物価変動に伴う請負代金額の増額変更に対し、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (10) 東日本大震災により被災した市営住宅の再建事業に必要な住宅施設災害復旧事業費補助について、入居者の移転や被災建物の解体及び建設に時間を要することから、当該事業の実施期間に即して財源（補助）が確保できるよう必要な措置を講じること。
- (11) 東日本大震災特別家賃低減事業期間は、災害公営住宅等の管理開始後 10 年とされているが、被災した低所得者が 10 年後から支払う家賃が増えることは大きな負担であることから、事業期間を延長すること。また、5 年後から地方公共団体の負担割合が増えるとされているが、5 年以降も負担割合を据え置くこと。
- (12) 過疎対策事業債の対象となる市町村計画にかかる事業について震災の影響により新たな地域課題が生じていることを鑑み、過疎地域の指定（みなし過疎含む）を受けている合併市における過疎対策事業債の発行期間をさらに延長する措置を講じること。
- (13) 災害援護資金貸付について、今後の償還において被災者が返済困難となった場合には、市町村の財政を圧迫しないよう必要な支援措置を講じること。
- (14) 地方公営企業で行う復興事業については地方負担が生じていることから、他の一般会計事業同様に地方負担分について全額復興特別交付税により財源措置をすること。
- (15) 東日本大震災の復旧・復興にかかる財源は、国の責務として、全額国が措置すること。

## 2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握するとともに、国・都道府県・市町村の役割分担と責任を明確にし、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。

- (2) 避難が長期化している被災者への十分な支援を継続するため、自治体が設置した避難者向け支援施設等の整備・運営や健康管理等の避難者支援に係る経費について、受入市町村への十分な財政措置を講じるとともに、支援の長期化を見据えた制度設計を図ること。
- (3) 被災者が都道府県の区域を越えて行う広域的な避難に対し、国の主体的な役割と対応を明確にするとともに、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- (4) 災害援護資金の貸付要件について、住家の全壊・半壊の場合に、家財分も併用して借入できるようにすること。なお、家財被害のみの貸付要件については、緊急性が薄れており、期間経過後の判定の困難な案件が多くなっていることから、申請期限の短縮についての検討を行うこと。
- (5) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（「みなし仮設」）について、原則2年としている入居期間を1年間延長する方針を決定したが、防災集団移転促進事業等の状況に応じた複数年の期間延長を認めるとともに、事務の簡素化に配慮した上で、必要かつ十分な財政措置を講ずること。
- (6) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯は住家被害が甚大であり、特段の支援が必要であることから、制度の拡充を図ること。
- (7) 被災生徒に係る公立高等学校の入学金及び入学者選抜手数料の免除について、所要の財政措置を講じること。
- (8) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (9) がけ地近接等危険住宅移転事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなど柔軟な措置を講じること。
- (10) 防災集団移転促進事業の充実
- ① 移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。
  - ② 買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。

- ③ 国土調査実施済みの地区について、公簿面積での買取りを認めるなど、柔軟な措置を講じること。
  - ④ 対象地区外の被災者に対し、自治体が独自に行う支援事業について財政措置を講じること。
- (11) 住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。
- また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象とするなどの柔軟な措置を講じること。
- (12) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
- (13) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法について研究・検討の推進、自治体への情報提供及び相談対応の実施などの更なる支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。
- (14) 液状化被災者の支援に係る被災者生活再建支援制度について、適用自治体の世帯要件の緩和及び付帯施設等への適用対象の拡充を図ること。

### 3. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 保険料や利用者負担の減免措置が被災地の被保険者の負担とならないよう、また、被災地の保険者の円滑かつ健全な制度運営が可能となるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
  - (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、被災した被保険者に係る保険料（税）減免及び医療費の一部負担金免除に対する全額財政支援を国の責任において実施すること。
- また、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。

- (4) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実を図ること。

#### 4. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1) 被災地域における公設地方卸売市場等の農業施設の災害復旧・復興に必要な財政支援措置を継続するとともに、使用料等を減免した場合の歳入減について交付税等の措置を講じること。

また、早期の営農再開を支援するため、農業用施設の整備及び農業用機械の導入等に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

- (2) 被災地域産業地区再整備事業を継続するとともに、仮設工場・店舗等の整備を促進すること。
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (4) 被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。
- (5) 復興産業集積区域内における税制上の特例措置について、その設立が復興推進計画の認定の日より前であっても発災の日(平成23年3月11日)以降に設立された法人であれば対象に含まれるよう、弾力的な制度の運用をすること。
- (6) 被災した観光施設等の復旧・復興を推進するため、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設すること。
- (7) 震災・原発事故による風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等コンベンションの開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- (8) 被災地の復興や、被災者の自立を支援する緊急雇用創出事業及び新しい公共支援事業を、被災地の雇用環境の改善が明確となるまで継続的に実施すること。
- (9) 被災地等の雇用創出基金に基づく各種事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (10) 東北地方の旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。

#### 5. 災害廃棄物等の処理に対する支援について

(1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性や処理方法等に関する説明責任を十分果たすとともに、情報公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。

また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。

さらに、災害廃棄物の受入れにより風評被害が生じた場合の賠償に係る考え方を明確にするとともに、風評被害が生じた場合はすべて賠償の対象とすること。

(2) 災害廃棄物処理事業に係る地方負担額について、平成 25 年度以降も当該年度の震災復興特別交付税による措置を継続すること。

(3) 被災地における災害廃棄物の処理能力の更なる増強を図ること。

## 6. 公共施設等の復旧支援について

(1) 本庁舎、総合支所・支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復旧補助金と同等の国庫補助制度を創設するなど、財政的支援の強化を図ること。

(2) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。また、消防防災通信基盤整備費補助金について、被災自治体の多くは災害復旧業務及び復興業務の多大な事務により事業実施の検討が不十分であることから、その実施について平成 25 年度以降も同様の財政措置を講じること。

(3) 公民館等の社会教育・コミュニティ施設の再建について、規模が大きく、基本設計・実施設計の作業に多くの時間と多額の費用を要するものについては、災害復旧完了までこれらに係る財政措置を講じること。また、これら災害復旧国庫補助については、適用期間、事務手続きについて柔軟な対応を図ること。

(4) 再建まで数年を要する社会福祉施設への災害復旧費補助については、再建完了まで確実に支援を継続すること。

(5) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、自治体がい取りの際の財政措置を講じること。

(6) 東日本大震災を踏まえた防災情報を地域、世代を超えて共有・伝承する為の拠点施設を被災地に設置すること。

(7) 特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を

図ること。

- (8) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。
- (9) 公立学校施設の高台移転について、用地取得や造成に要する費用に対する支援制度の柔軟な運用を図るとともに、事業の長期化を見据え、必要な財源を確保すること。
- (10) BOT方式を採用したPFI事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。
- (11) 水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。
- (12) 東日本大震災後の余震等により新たに被災した公共土木施設の復旧については、都市自治体の負担となっていることから、救済措置を講じること。

#### 7. 鉄道・道路等の整備促進について

- (1) 地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を継続するとともに、東北地方の高速道路利用料の支援措置等を継続的に実施すること。
- (2) 避難路の確保のため、鉄道との交差が必要となる場合については、踏切（平面交差）の増設が可能となるよう、規制の特例措置を講じること。
- (3) 道路の防災・震災対策等に係る事業推進のために創設された社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成25年度以降においても継続すること。
- (4) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。

#### 8. 港湾の早期復旧整備と利用促進について

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期の整備を促進すること。
- (2) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (3) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建設資材の搬入等における

海上輸送の利用促進策を講じること。

- (4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。
- (5) 民間埠頭運営会社への財政支援制度の拡充と税制上の支援制度を創設すること。
- (6) 港隣接の公園や漁港区、背後地で進めるまちづくり事業と連携し、かつ防災機能を有する国の港湾業務庁舎の整備を図ること。